

県南広域振興局長告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年8月12日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ジャパンケア サービス岩手	東京都港区六本木六丁目10番1 号六本木ヒルズ森タワー35階	ハッピー北上南・ヘル パーステーション	北上市大堤南一丁目 8番10号	平成20年6月30日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ジャパンケア サービス岩手	東京都港区六本木六丁目10番1 号六本木ヒルズ森タワー35階	ハッピー北上南・ヘル パーステーション	北上市大堤南一丁目 8番10号	平成20年6月30日